

ご用心！悪質リフォーム あなたの家も狙われています

デジタルカメラや携帯電話の画像、ビデオの映像を使い、ウソや大げさな点検結果を信用させようとするなど、悪質リフォーム業者の手口は、日々巧妙化しており、主に高齢者を狙う傾向があります。このような被害者を出さないためにも地域全体で高齢者を見守り、被害の予防と早期発見に協力ください。

問合せ 市民生活課 33-4482 e-mail seikatsu@city.yatsushiro.lg.jp

市民相談室の消費生活相談では、訪問販売で勧誘される「住宅リフォーム工事」の苦情が増加しています。埼玉県富士見市で起こった認知症姉妹の被害（被害金額約4800万円）は話題になりましたが、これは特別な事例ではなく、全国的な社会問題となっています。

「悪質リフォーム工事」は執拗な勧誘、虚偽の説明、強引な契約、ずさんな工事などの典型的な悪質商法被害である事に加え、契約金額が高額な事も問題です。そのうえ高齢者を狙い、次々と契約が繰り返される「次々販売」であることが被害を深刻にしています。

◆点検商法 水道や床下などの無料点検を装い、虚偽の結果で契約を迫る。
◆かたり商法 水道局などの公的機関や有名企業名をかたる。
◆耐震診断 大地震への不安をあおり、床下や天井に効果のない工事を行う。
◆石綿（アスベスト）診断 壁などにアスベストが使われていて危険だと言いつつ、工事契約を迫る。

勧誘の手口

◆悪質リフォーム工事に対して、国民生活センターや熊本県では、次のように注意を呼びかけています。
◆知らない人は、家に入れない。
◆業者の説明を鵜呑みにしない。
◆必要な工事かどうか、手間と時間をかけて検討し、一人で判断せずに家族や建築士などの専門家に相談して判断する。
※市民相談室では、建築相談を行っています。（毎月第2木曜日、午後1時～3時）

対処法

「しまったー」の時は迷わずクーリングオフ

「クーリングオフ」は、訪問販売や電話勧誘販売などの特定の取引を対象としており、工事などが終わっていても一定期間内（原則8日間）は書面で通知することによって無条件で解除できる制度です。

また、8日間が過ぎていても、販売方法に問題があれば、契約の取り消しができる場合があります。解約に疑問を持ったり、後悔したら、迷わずクーリングオフしましょう。

クーリングオフ通知方法

左図を参考にハガキを作成し、コピーを残し、配達記録郵便で出します。また、クレジット契約の場合は、信販会社にも同じく通知しましょう。

契約解除通知
契約年月日
商品名
契約金額
販売会社名
右記日付けの契約は解除します。なお、支払済の〇〇円を返金し、商品を引き取って下さい。
平成〇〇年〇月〇日
住所
氏名

郵便はがき
〇〇県〇〇市〇番地〇〇
株式会社〇〇代表者様

あなたを狙うその他の悪質商法

《マルチ商法》

媒体 浄水器や洗剤など
手口 会員になり、買い手や下部会員を増やし、ランクが上がれば大きな利益が得られると勧誘する。しかし、すぐに行き詰まり、在庫や借金だけが残ってしまう。

《開運・靈感商法》

媒体 印鑑や仏具など
手口 先祖の祟りや事故など、人の不幸や不安につけこみ、高額商品を売りつける。

《ホームパティー商法》

媒体 なべセットや補正下着など
手口 会場が近所の家で、断りにくいを利用し、ホームパティー形式で、近所の主婦に商品を買わせる。

《SF（催眠）商法》

媒体 羽毛ふとんや磁気マットレスなど
手口 景品で人を集め、一種の興奮状態の中で、高額商品を売りつける。別名「ハイハイ学校」

相談窓口

熊本県消費生活センター
096-354-4835

八代市役所 市民相談室
消費生活相談
33-4452
相談日 毎週火・木・金曜
10:00～15:00